

平成 1 7 年度

(仮称) 芽室町自治基本条例第 4 回検討委員会議事録

日 時 平成 1 7 年 7 月 1 9 日 (火)

場 所 芽室町役場第 1 庁舎地下第 2 ・ 3 会議室

芽室町総務部企画財政課企画調整係

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 件
 - 1) 今後の検討内容に係る第3回検討委員会における討議結果の取り組みについて
 - 2) 今後の検討内容に係る第2回庁内検討委員会における討議結果について
 - 3) 「めむろまちづくり参加条例」について
説明：企画財政課広報情報係 我妻主任
 - 4) めむろまちづくり参加条例と神原教授私案第3章「市（町）民参加の市（町）政の推進」の比較・検証について
 - 5) その他
第5回検討委員会の日程について
第3回めむろ自治町民講座のご案内について
- 4 閉 会

出席委員

岩 田 昭 夫	江 崎 満	小 山 友 子	嶋 山 亮 二
常 通 直 人	高 橋 美 恵 子	中 村 和 宏	貫 田 正 博
尾 藤 光 一	家 内 裕 典		

オブザーバー（庁内検討委員）

佐 野 寿 行 竹 内 則 昭

欠席委員

青 木 昇	梶 澤 美 佐 江	荘 司 和 子	中 尾 八 重 子
正 村 紀 美 子			

傍 聴 人 1 人

事務局

総務部長	中 島 直 隆
企画財政課長	手 島 旭
企画財政課長補佐	松 浦 智 幸
企画調整係長	石 田 哲
企画調整係主任	高 瀬 義 則
広報情報係主任	我 妻 修 一

午後7時 開会

1 開 会 手島企画財政課長

2 会長挨拶 家内会長

検討委員会の出席者が少なくなっている感じもするので、できるだけ多くの委員が出席していただきたい。

3 議 件

1) 今後の検討内容に係る第3回検討委員会における討議結果の取り組みについて

第3回検討委員会における討議結果に基づく取り組みについて、資料1により、その内容・取組状況及び今後の予定を説明した。

・広報誌「すまいる」による毎号の当該条例に関する記事の紹介として、7月号の関連ページを添付。

・「3 四者（町民・町長・議員・職員）の参加の推進」については、総務部長から説明。

議会への策定に係る参加要請については、7月14日付けで、別紙文書により、町長から議長に対して正式に要請した。

要請に対する対応については、第5回検討委員会（8月中旬～下旬）までには決定される予定。

2) 今後の検討内容に係る第2回庁内検討委員会における討議結果について

佐野オブザーバー（庁内検討委員会会長）から、資料2に基づき、説明した。

町民による検討委員会の討議結果との相違点（手法・視点・考え方等）について、主に説明した。

3) 「めむろまちづくり参加条例」について

自治基本条例における「町民参加」に関する規定の重要性・ウェイトの重さと、参加条例制定から自治基本条例の策定という本町の取り組み方から、まず、既に施行されている「めむろまちづくり参加条例」について、検討委員の皆さんに理解していただくために、資料3に基づいて、概要・制定の経緯・現在の状況・町民参加推進会議から町への提言等を、企画財政課広報情報係の我妻主任から説明を受けた。

4) めむろまちづくり参加条例と神原教授私案第3章「市（町）民参加の市（町）政の推進」の比較・検証について

神原教授私案の構造の内、第3章の町民参加に関する規定について、神原教授私案とめむろまちづくり参加条例を比較し、「町民参加」に関する規定については、めむろまちづくり参加条例に網羅されていることから、（仮称）芽室町自治基本条例では、基本的事項のみを規定し、詳細事項については、すべて「めむろまちづくり参加条例」に委任することで、規定されることを検証した。

【論点整理】

本条例は「です・ます」調にするか。

できるだけ分かりやすい言葉を使用するか。

「町民」が主語になる場合の言い回しは。

20歳未満の町民について規定するか。

外国人・先住民族についての規定は。

「です・ます」調にする。

分かりやすい言葉を使用する。

参加条例に合わせて「わたしたち町民」にする。

今後検討する。

特に規定する必要はないと考えるが、「町民」の定義で整理していく。

検証のうえ、事務局作成の（仮称）芽室町自治基本条例素案を修正していく。

（**町民参加の権利**）については、2項及び3項の言い回しについては、今後整理する。

（**町民参加の保障**）については、本町には「めむろまちづくり参加条例」があるので、このような条文でよい。

（**町民参加の権利の拡充**）については、「めむろまちづくり参加条例」の（町民の役割と責務）や（条例の点検及び見直し）にも同様なことが規定されており、参加の権利の拡充について、強調する必要があるれば規定する。主体は町民である。今後（町民の責務）の条項で整理する。

（**満20歳未満の町民の参加する権利**）については、子どもに関する規定や本年度策定に着手している（仮称）子どもの権利条例にも関連するので、暫定的に素案のままにしておき、今後整理する。

札幌市は、都市事情や歴史的背景により、外国人や先住民族について、特に規定しているようである。

町民としての権利と義務（責務）の関係について整理が必要。

- ・権利を保有していて、行使しなくても、不利益を被らない。
- ・義務を果たしていないのに、権利を保有できるのか。

芽室町に在住、納税等。サービス制限条例との関係。

サービス制限については、当該行政サービスに係る税金や使用料・手数料等を滞納している方への対応方法の一つである。（自治基本条例で謳っている権利とは別ものである。）

- ・自治基本条例で謳われている「知る権利」は、国民主権の理念を背景に、憲法第21条の「表現の自由」を根拠に主張されている権利の一つであり、また、「参加の権利」は、住民参加のまちづくりを推進している芽室町としては、当然の町民の権利であり、既に「めむろまちづくり参加条例」に基づき実践されている権利であって、制限されるべきものではないと考えるが、当該条例における「町民」の定義によるものと思われる。

「町民」に、他市町村からの通勤者・通学者を含めるかどうか。

- ・ある自治体では、住民の権利に、「行政サービスを受ける権利」を規定している。サービス制限という考えが、まだないか、又は別に規定を設けている自治体と思われる。
- ・義務を果たしていない者への権利の付与を制限することになれば、子どもの権利については、かなり制限されることになってしまう。
- ・**結論としては、参加条例同様、芽室町で生活（活動）している者として、町の動き（町政）について、知っていただくとともに、参加していただきたいということから、「町民」に、通勤者・通学者を位置付ける方向で、検討委員会に説明していきたい。**

めむろまちづくり参加条例第8条に基づく、町民参加手続が必要な町の仕事に、現在規定されていない、神原教授私案第8条にある「政策を効果的、効率的に推進するための政策評価の実施」と「町政運営の基本方針や政策の基本方針等を定める条例案の立案」を、参加条例に追加するように、要望していく必要がある。

- ・本町の自治基本条例では、町民参加に関する規定は、「めむろまちづくり参加条例」に委任するという方法・条例体系を考えていることから、自治基本条例には、詳細なことは規定せずに、参加条例を改正する方向で整理していく考えである。

（**町民投票**）については、「めむろまちづくり参加条例」に、非常設型の町民投票の実施について規定がされているので、町民投票が実施できることのみを規定すればよい。

今後検討を進める条文については、その都度、暫定的に確定しておき、関連する部分が出てきた場合や条例全体を見直す際に、精査していくものとする。

家内会長

今後の進め方としては、今回同様、条例の前文や理念については、後においておき、議論に入りやすい各論から検証していく予定である。

5) その他

第5回検討委員会の日程について

会長と日程調整のうえ、案内することとした。

第3回めむろ自治町民講座のご案内について

神原教授がお話しされていましたが、総合計画から自治基本条例の策定を進めている岐阜県多治見市の西寺市長にご講演いただきますので、是非ご来場ください。

日時 平成17年8月8日(月) 19:00~20:30

場所 めむろ一ど2階 セミナーホール

4 閉 会